

消費者相談室ニュース

開運商法にご注意ください！

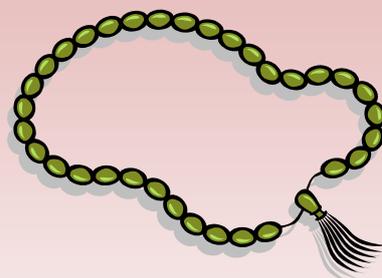
不安をあおり、次々と勧誘してきます

開運商法とは、主にネットや雑誌などの広告欄でブレスレット・数珠・財布などの開運グッズを宣伝するものです。

典型的な例では、商品に「使い方を説明するので電話をかけてください」という手紙が同封され、指示に従って電話をすると運気を改善するためにと新たな開運商品(祈禱サービス、霊石など)を勧誘されます。

また、「効果がなければ全額お返します」といった宣伝文句があっても、返金を求めて連絡をすると「悪霊がいる」などと不安をあおり、高額な除霊代や祈禱料を請求してくることもあります。

- ・お金を支払ったから運が開けるといってもありません。
- ・不意打ち的に電話で勧誘されても、すぐに契約しないように。購入する気がない場合には、きっぱり断りましょう。
- ・通販は返品期間内ならば返品できます。
- ・電話勧誘などの場合にはクーリング・オフ期間内、法定書面の交付がされていない等の不備がある場合には、クーリング・オフの申し出をしましょう。
- ・不安をあおるような方法で次々に商品を勧誘されたり、業者が解約に応じない場合は、すぐに当相談室または消費生活センターに相談してください
- ・勧誘時に恐怖を感じる事があれば、警察にも相談してください。



消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。

主婦連合会 消費者相談室

月・水・金 10:00～16:00

千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F

TEL: 03-3265-8135 FAX: 03-3265-8113

URL: <http://shufuren.net/wordpress/cc/>

